

定期積金

平成28年12月22日現在

商品名 (愛称)	定期積金(スーパー積金)
販売対象	・法人、個人
期間	・6か月以上5年以下
払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・一定の期間、毎月1回定期的に掛金を払込みいただけます。 ・1,000円以上 ・1円単位
種類	・「給付契約金」とは、あらかじめ定めた掛金と払込回数、および利回りによって計算する契約金額のことをいいます。 ・「給付契約金」から掛金累計額を差し引いたものを「給付補填金」といいます。 (1) 目標式 給付契約金は「100,000円の整数倍」とし、目標額を定める掛込金額が毎月一定の定期積金です。 (2) 初回調整式(目標式) 給付契約金は「100,000円の整数倍」とし、掛込金額の2回目以降の端数を初回に行います。 (3) 定額式 給付契約金は「10,000円以上」かつ、掛込金額を「1,000円の整数倍」とし、掛込金額が毎月一定の定期積金です。給付契約金は、掛込金額と利回りにより計算した「給付補填金」に、掛込総額を加えた合計額とします。 (4) アップ式 初年(初回から12回目までの)掛金、および2年目以降、毎年の掛金アップ額は、いずれも「1,000円の整数倍」とし、掛込金額が毎年一定額ずつ増加する定期積金です。 なお、アップ額の上限は「99,000円」とします。
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を払戻しします。
利息(給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利(契約時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。) ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人および収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。 ・マル優のご利用はできません。
中途解約時の取扱い	・原則として満期日前に解約することはできません。 ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日の普通預金利率。 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、約定利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金または当座預金からの自動振替による掛込により貸越が発生する場合には、毎回1回分のみを自動振替により掛込みます。 ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を給付補填金から差し引きします。 ・払込みを先に行った場合には、一定の条件のもと、先掛期間に相当する期間に対し、契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による先払割引金を給付補填金に加えお支払いします。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・詳細については窓口へご照会ください。
<p>預金保険について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預・融 共通）」をご覧ください。